



浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

浦添市長

松本哲治

浦添市規則第 34 号

浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成10年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「、浦添市内間市営住宅及び浦添市前田市営住宅については」を削り、同条第2項第1号中「条例第6条第1号イ」を「条例第6条第1項第2号イ」に改める。

附 則

この規則は、令和8年12月1日から施行する。ただし、第29条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成10年規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則 平成10年 3 月31日 規則第11号 注 平成27年12月から改正経過を注記した。 （駐車場の使用料） 第29条 条例第56条第1項に規定する市長が定める額は、<u>浦添市内間市営住宅及び浦添市前田市営住宅については</u>、月額2,500円とする。 2 条例第56条第2項に規定する特別な理由は、次のとおりとする。 (1) 収入が著しく低額で、かつ、<u>条例第6条第1号イ</u>に該当するとき。 (2) 〔略〕	浦添市営住宅設置及び管理条例施行規則 平成10年 3 月31日 規則第11号 注 平成27年12月から改正経過を注記した。 （駐車場の使用料） 第29条 条例第56条第1項に規定する市長が定める額は_____、月額2,500円とする。 2 条例第56条第2項に規定する特別な理由は、次のとおりとする。 (1) 収入が著しく低額で、かつ、<u>条例第6条第1項第2号イ</u>に該当するとき。 (2) 〔略〕